

オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会（第7回）

令和7年9月17日

【鈴木利用環境課課長補佐】 本日も皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会、第7回会合を開催させていただきます。

本日の会合は公開されており、また、全面オンライン開催となっております。構成員の皆様は、御発言を希望される際は、チャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名させていただく方式で進めさせていただきます。

接続に不具合等がある場合は、速やかに再接続をお試しいただくようお願いいたします。

その他、何かございましたら、チャット機能等で随時事務局に御連絡いただければと思います。

本日の資料は、資料7-1から7-6まで、計6点用意しております。議事進行は曾我部座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【曾我部座長】 皆様、おはようございます。本日もお忙しいところ、ありがとうございます。本日の議事に入りたいと思います。

本日は、まず、中間論点整理（案）に対する意見募集の結果等について事務局から御説明をいただきます。

では、よろしくお願いいたします。

【鈴木利用環境課課長補佐】 事務局より、中間論点整理（案）の意見公募手続の結果（概要）等について報告させていただきます。資料7-1を御覧ください。

1 ページ目に移ります。まず、結果の概要ですが、パブリックコメントの期間としては本年7月11日から8月15日まで、提出件数としては合計456件ありました。団体等から12件、個人から444件となっております。

項目別件数としては、報告書全体に関するものとして2件、オンラインカジノの現状認識に関するもの、11件、包括的対策の必要性に関するもの、75件、アクセス抑止のうち、ブロッキング以外のものが13件、ブロッキングに関するものが385件、諸外国法制度のもの

が1件、技術的課題に関するもの4件、その他12件となっております。

2ページ目に移ってください。意見の要旨として1例のみ紹介させていただきます。まず、オンラインカジノの現状認識に関するものとして、特に多かったものとして、スマートフォン等が生活必需品となっており、SNS広告等を通じて特に若年層においてオンラインカジノサイトに誘導されやすい状況にあるといった御意見や、ギャンブル等依存症が病気であることの認識が不十分であるといった御意見などがございました。

包括的な対策の必要性に関するものとして、本中間論点整理（案）の記載に賛同いただくとともに、アクセス抑止を含め取締り強化、支払抑止、教育、周知啓発など、できるところから対策を講じるべきとの御意見や、オンラインカジノに係るアプリへの対策として、アプリストアから削除等があり得る等の御意見等がございました。

ブロッキングに関する御意見が全体の大部分を占めており、直ちに実施すべきとの御意見が多数寄せられました。ギャンブル依存症は深刻であり、これ以上、被害を増やすべきではないとの御意見や、基本法改正は違法であることを明確にしたにとどまり、対策としては不十分との御意見、諸外国では有効性が確認されているとの御意見などがございました。

他方で、ブロッキングに反対する御意見もありました。決済抑止などの他の優先すべき対策があるとの御意見、インターネットの健全な発展を阻害する旨の御意見、技術的な回避策との関係で実効性に課題があるとの御意見等がございました。

その他、事業者の自主的取組ではなく法的根拠に基づく制度的な担保が必要である、訴訟リスクを踏まえた免責事由の整理をすべきとの御意見等がございました。

その他にも多種多様な御意見がありました。詳細については、本日配付している資料の中の資料7-2、頂いた御意見について基本的には全文記載させていただいております。

3ページ目に移ってください。事務局としましては今回の意見公募手続を踏まえ、中間論点整理（案）の修正を考えております。修正箇所は、右側の太字の下線部分になります。

まず1点目ですが、スマートフォンの普及と若年層を中心としたオンラインカジノの利用が急増している旨の御意見が多いことを踏まえまして、もともと中間論点整理（案）に「SNS等を通じた巧妙な誘導を通じて利用しやすい環境が存在」と記載していた部分に、スマートフォンの普及等により、特に若年層においてSNS等を通じてオンラインカジノに誘導されやすい状況にあることを追記することを考えているところでございます。

2点目なんですが、包括的な対策の必要性の部分に関してこれまでも周知啓発について

記載をしていたところではありますが、御意見を踏まえまして教育の観点を明確にするといった趣旨で「学校教育におけるギャンブル等依存症に関する知識の普及を含め」という形で追記することを考えているところでございます。

3点目ですが、アクセス抑止の対策の一つとしてアプリストア対策に関する御意見がございましたので、アプリストア対策を明記する趣旨で、アプリストア運営事業者によるアプリストアからの削除等の取組について検証の必要性を追記することを考えているところでございます。

その他、日時等を含む形式的な修正をしており、今回の意見公募手続を踏まえた中間論点整理（案）の修正版が資料7－3となっております。

中間論点整理（案）の意見公募手続の結果（概要）等についての報告を終わります。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。それでは、今のただいまの御説明につきまして質問や御意見がございましたら、チャット欄にてお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。ブロッキングに関する御意見が多かったということと、その中でも賛成の意見が多かったというようなことですけれども、特段、よろしゅうございますか。

では、森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 そうですか。はい、分かりました。それでは申し上げたいと思いますが、すごくたくさん御意見を頂きましたし、また、なるほどなと思うことが非常に多くありました。

一つ、まず非常に強く申し上げたいのは、これは135ページなんですけれども御意見の164番、任意団体から頂いているものですね。

これの下から、135ページ、9行目ぐらいですかね。「一度」というところなんですけれども、「一度、行政の判断で通信を遮断できるという前例を作ってしまうと、それは濫用されやすい権力となり、将来的に対象が他のコンテンツへと拡大していく「滑りやすい坂（slippery slope）」を転がり落ちることは想像に難くありません」というのが、その後もそうですが、「一度失われれば取り戻すことが困難」というところですね。これが、私が一番強く申し上げたかったことですので、ただ、あまりうまく言えていなかったところかと思しますので、非常にうまく表現していただいていたよかったですなと思いました。それが1点目です。

それから若干細かいことにはなるんですけれども、今回のものには組織票も含まれてい

るということですね。それが悪いと言っているわけでは全くないんですけれども、そこは、まず確認をさせていただきたいなと思っていまして。

具体的には79ページかな。すいません。ありがとうございます。35番の御意見です。4行目、「2025年9月からオンラインカジノが違法と明文化されると聞きました」ということ。それから、そうですね。「違法化されると聞きましたが、現状のままでは被害はなくならないと思います。違法化によって本人がますます相談しづらくなり、孤立することも懸念しています」というところが非常に特徴的です。

御趣旨としては、前から違法だったけれども9月以降、違法の周知をこの対策基本法でやることになりましたので、それによって相談しづらくなったということなのかと思えますけれども、そこがちょっと特徴的です。ブロッキングが必要ですということですね。

次のページに移っていただきますと、36の御意見ですが、冒頭から、対策基本法の改正が9月に施行されることに伴い、違法と明記されるだけでは不十分であると。当団体に寄せられる被害報告によれば、相談することはより困難となるというところも全く同じとなっていて、書きぶりとしてかなり特徴があるということですね。ブロッキングに賛成であるということ。

それから下から5行目を見ていただきますと、「現時点で日本はオンラインカジノに対する罰則がなく」となっています。これも非常に特徴的なのですが、その次の御意見38、「対策基本法で違法と決めましたが」というところですね。これも非常に特徴的な言い方になっています。被害は今も続き、違法化で相談しづらくなる懸念もあります。これも、なるほど、そうなのかなとは、実際にそうなのかなと思いますけれども、違法化ではなく違法の周知ではないかと思いますが。下から2行目、「日本は罰則もなく」、これも特徴的な表現かなと思います。ここ、3つ連続していますけれども、大体同じようなものが60から70ぐらいあるようにお見受けしました。

私は、これは組織票でも1票は1票だと思っていますので、そういうふう考えておりますけれども、若干誤解があるのかなとは思っておりまして。申し上げたいのは、この罰則がないというのは、これはもちろん胴元側のことをおっしゃっているんだと思いますけれども、昨日もテレビ局の方の裁判について報道がありましたけれども、なので、胴元のことをおっしゃっているんだと思いますが、胴元についても、これは賭博場開張罪がもちろん成立しますし、また、国内で参加できるようになっている以上、それは国内での開張罪であるという専門の先生の御意見、また、私自身もそういうふうに思いますけれども。

である一方で、これは国外犯であって日本の刑法の適用外であるという御意見には、私は今のところ接したことはなくて、そういう御意見については知らないのですが、その賭博場開張罪が成立するということですね。ですので、一つは、どうしても罰則がないから仕方ないんだというお話になっちゃうのかと思いますけれども、そんなことはないのですと、罰則はありますから、きちんとそれを執行して、賭博をした人だけではなくて賭博場を開張している人をしっかり立件して取り締まる、それが有効な方策であり得るということですね。

それからもう一つは強制的に遮断できるということなんですけれども、これも技術の皆様が御説明いただいているように回避手段がありますので、こんなことは言いたくないんですけど、早々にちょっと検索すれば、こうすれば見れますと、こうすれば入れますということになってしまう。それこそAIに聞けば、すぐ分かるような状況になりますので、そのところは申し上げておこうと思います。

以上です。

【曾我部座長】 森構成員、どうもありがとうございました。パブコメについては、こういう同じような意見が多数来ることはよくありがちなことではありますが、これは言うまでもありませんけど多数決ではありませんので、それぞれの御意見の内容をしっかりと吟味して反映すべきは反映すると、そういうスタンスかなとは思いますが、具体的に材料を御提供いただいたということで、どうもありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。こちら、中間論点整理（案）について一応、修正部分について御紹介をいただいたのかなと思っていますので、特に御修正意見がなければ、この中間論点整理（案）について御了解いただくということになるのですが、それを踏まえまして、中間論点整理（案）についても御意見があれば、この場でいただければと思います。いかがでしょうか。特に御意見がないということでありましたら、本検討会における中間論点整理につきましては、この資料7－3のとおり確定するということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

特に御異議がなさそうですので、本中間論点整理で整理しました各論点について、今後さらに検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

では、続きまして本検討会の今後の進め方につきまして、事務局より御説明をいただきます。では、よろしくお願いします。

【大内利用環境課長】 事務局でございます。それでは、お手元、資料7－4に基づき

まして、今後の進め方について御説明、御提案を差し上げたいと思います。

先ほど御了解いただきました中間論点整理におきまして、今後検討を進めるべき論点が明確化されたかと思しますので、それに沿いまして今後、この線表の案にございますとおり、大体月1回程度のペースで各論点について深掘り、検証を、またヒアリング等を行っていった上で、しかるべき後に年末から年始にかけて最終的な取りまとめの骨子案等を提示していき、意見交換を経た上で最終的な取りまとめということを目指していきたいと考えているところでございます。

細かくは申し上げますが、本日はこの9月17日10時からの会合ということで今後の進行についての御説明を差し上げておりますけれども、また、オブザーバー、警察庁さん含めて基本法の改正がまさに今施行されようとしている状況でもございますので、これを見据え、踏まえた取組についても御説明をいただくということをしております。今後、これから3ページ目以降で申し上げる各論点に沿った形で、多少順番は前後いたしますけれども、それぞれの論点の検討に資するであろうヒアリング等を行っていくことを考えているところでございます。

3ページ目以降で、具体的な今後の検討課題について記してございますけれども、中間論点整理にございました4つの検証のステップに基づきまして、それぞれ今後深めるべき論点を書いたものでございます。

まず、1の必要性についてでございます。この四角囲いの中は中間論点整理の概要ということでございますけれども、ブロッキングについては他のより権利制限的ではない有効な対策が作られたかどうかの検証が必要であること、また、その他の手段として様々な対策がある中で、それらを尽くしたとしても、またオンラインカジノの情報が著しくインターネット空間から減少しない等の、場合においてはブロッキングを排除しないことを書かせていただいているところでございますけれども、これに基づきまして、まさに先ほど申し上げました依存症対策基本法の改正を踏まえ、関係事業者等がアクセス抑止を含む取組を尽くしたかどうかということについて今後検証していく必要があると考えております。

ここに踏まえてとございますけれども、実際には立法府の意思は法案の成立より前に以前に示されておりまして、事業者の中には実績、取組を既に進展していたところもありますので、そういったことも踏まえての検証ということになろうかと思います。

そこにございますとおり、SNS事業者、検索事業者、また先ほど新たに検証の対象として挙げさせていただきましたアプリストア運営事業者といった方、また、4番目でございま

すけれども、前半の議論で幾つか議論になりましたコンテンツ・デリバリー・ネットワーク事業者、また、海外事業者、こういった関係事業者について、幾つかの事業者は書面でのやり取りになろうかと思えますけれども、書面または対面で恐らくは12月の会合をめぐりに、それぞれの関係者の取組というものについてヒアリングをする機会というものを設けたいと考えてございます。

また、事務局といたしましても、その次の矢印でございすけれども、こういった取組の効果についての検証に資するような何らかのデータなり、観察といったものが示せないかということについて、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、4ページ目にお進みください。こちらでございすが有効性の議論でございす。これにつきましては四角囲いの中にございすとおりの、様々な技術的な回避策がある一方で、カジュアルユーザー等に対する予防的効果があるとの指摘もあるといったことを踏まえまして、諸外国の実施状況なども踏まえながら、有効性に関する検討を深めていくべきという形で中間的に取りまとめていただいたところでございす。

こうした点につきまして、一つの論点といたしまして、この技術的回避策というものが有効性の観点でクローズアップされたところでございすので、具体的な迂回策とされるもの、代表的なものにつきまして今後、関係者のヒアリング等を踏まえて検討していく必要があるのかなと考えているところでございす。

そこに書いてございすのは、1番目はDNSを迂回する方法って書いてありますけど、これは様々なセキュリティーツール等で、国内のプロバイダーが設置するDNSを回避しながらオリジナルサーバーに接続することを可能とするような様々なサービス、手法が知られているところでございまして、こういったものの利用実態ですとか、もしくは、それへの対策等について考えていく必要があるというものでございす。

同様に、2のURLを迂回する方法と書いておりますけれども、これは多くの方はドメインを入力して名前解決という形でインターネットに接続しているわけですが、直接ブラウザからIPアドレスを入力といいますか、直打ちという形で接続することも可能でして、そういうことによってブロッキングを回避することが可能なのではないかと指摘されているところですので、こういった手法についての検討でございす。

3番目でございす。多少、語呂合わせ的になっておりますけれども、通常の接続であれば、通常のブラウジングの場合に、何ていいますか、通信内容が暗号化されている場合にはブロッキングが回避されるのではないかと、リスト化ができないのではないかと

指摘もあるところでございますので、この暗号化の普及状況等についても今後検証していく必要がある。また、その他VPN等のブラウジング回避策についても今後検討していく必要があると考えているところでございます。

次に、この予防的効果についてでございますけれども、まだ我が国ではオンラインカジノサイトのブロッキングは行われておりませんので、一つの参考例として、諸外国においてどのような形で予防的効果についての検討、評価がなされているかということを参考として取り上げたいと考えているところでございます。

前半でもシンクタンク等から御発表がありましたフランス、英国、ドイツといった主要国に加えましてスイス、はたまたギリシャといった国でも実際のオンラインカジノサイトのブロッキングが行われておりまして、そこにおいて例えばスイスにおいては例えば裁判になったり、国民投票になったりという形で国民的議論が会議されているような実態もあるようでございますので、こういったことについて現在実地での調査を行っておりますので、その報告も含めまして11月頃をめどに、この点の議論をしたいと考えているところでございます。

つきまして、5 ページ目にお進みください。許容性についてでございます。仮に必要性、有効性が認められるにしても、ブロッキングが許容されるためには、それによって得られる利益と通信の秘密の保護されるべき利益というものが均衡するかどうかについての検討が必要であるという御指摘をいただいているところでございますので、この点につきまして、ブロッキングによって得られる利益と失われる利益のバランスについて、どのような評価をすべきかということを考えていく必要があるところでございます。

後ほど述べますけれども、中間論点整理の中でも仮にもしやるのであれば立法的な措置が必要であるという御意見については、おおむねの合意、一致がなされたところでございますので、立法措置に基づく場合を想定した場合に、どのような形で利益の均衡について考えていくのかということが一つの検証ポイントになってくるのかなと考えているところでございます。

また、オンラインカジノがもたらす課題、すなわちブロッキングによって得られる利益につながるものについて、前半の検討会の中ではギャンブル等依存症について実際に被害に遭われている方、もしくは治療に携わっていらっしゃる方の御意見等をお伺いしたところでございますけれども、また、その他、様々な形で弊害が指摘されたところでございますので、このスポーツ健全性ですとか、もしくはオンラインカジノ特有の弊害について、

一部、認知科学者といった方もお呼びしようかなと考えておりますけれども、こういった様々な多角的な観点からの検討ができるようにヒアリングを行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、6 ページ目にお進みください。3 と 4 をまとめて書いておりますけれども、仮にブロッキングを行う場合に法的な担保が必要とした上で、その法的な枠組みの在り方について、その 4 の 2 ポツに書いてございますとおり、①から④にかけて様々な具体的な検討課題があると指摘されているところでございます。

これらについて今後検討していく必要があると考えておりますけれども、そこに書いてございますとおり、まず遮断の義務付けを行う主体ということについて、仮に行う場合でございまして、カジノサイトの違法性について判断すべき主体は何かといったことを今後検討していく必要があると考えてございます。この判断すべき主体というのは同時に、仮に行う場合、事業者に免責を付与することになるかと思うんですけど、その付与できる主体とは何かといったような論点にもつながっていくものであると考えているところでございます。

続きまして遮断対象となるサイトでございまして、これをどのように詰めていくかと、また、運営主体が国外にあることが多いわけですが、また国内にも一部関係者がいるという、こういった状況の中で、例えば国外、国内の別についてどのように考えるかといったことですか、また、その他、例えば個別のケースを見ますと例えばカジノとかルーレットのゲームをある意味、提供していて直ちに違法とは言えないようなサイトですとか、グレーゾーンといえるような場合も今後出てくるのかなと、現に存在するのかなと考えているところでございまして、こういったものについて、どのように考えるのかといった論点も恐らくここに包含されてくると考えているところでございます。

3 番目の遮断の実体的要件でございまして、ブロッキングを実施するための要件、例えば他の手段を尽くしたことを法的な枠組みの中に仮に規定するとすれば、どのように規定するのかといったようなものがこの論点に入ってくると考えております。

また、ここに書いてはございませんけれども、仮に行う場合のブロッキングの実施方法、実施の期間、また、その費用負担の在り方、そういったものも実態的な要件として検討課題に入ってくると考えております。

最後、遮断の手続的要件でございまして、便宜的に事前、事後と分けてございまして、例えば司法府の関与について、どのように考えるのかといったこと、また、

その透明性を確保するために遮断対象サイトを公表している例が諸外国ではございますけれども、それを我が国の文脈においてどう考えるのかといったこと、また、ブロッキングをした後に誤遮断を含めた救済措置についてどう考えるのか。例えば不服申立手続をどのように整理するのか、結果の公表について、どのようなやり方をするのかといったようなことが個別の論点として上がってくると考えているところでございます。

ここに挙げたものに限りませんが、こういったことも含めてヒアリングですとか、構成員の皆様の御議論をお願いしたいと考えておりまして、最終的な取りまとめに向けて今後よろしくをお願いしたいと考えております。

事務局からは以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。ただいまの御説明、今後の進め方につきまして、御質問あるいは御意見、あるいは、この点留意すべきというような御助言などありましたら御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。これまでの問題点をかなり網羅的に挙げていただいているかなと思いますけれども、御質問、御意見ありましたらお願いいたします。よろしいですかね。

これ、外国の調査についてスイスというのが加わっているかと思うんですけれども、その経緯などについてこの際、一言、御説明いただいてもよろしいですか。

【大内利用環境課長】 前半で主要な諸外国として御紹介したのはG7加盟国がメインではあったんですけれども、当初から必ずしもそれに限るものではないと考えておりまして、並行してシンクタンクのお力も借りながら我々で様々な国の実態について調査をしてきたところでございます。

まだ現時点では文献上の情報にはなりますけれども、スイスもカジノですとかギャンブルについて、連邦制ですので連邦の規制機関がありまして、そこが合法性、違法性について判断をし、また、違法なオンラインカジノサイトについてDNS方式でブロッキングする取組を法律に基づいてやっているという認識をしております。

スイスについて特徴的なのは先ほども申し上げましたとおり、ブロッキングの妥当性について裁判が行われまして、連邦最高裁で最終的に妥当とされたということ。また、その是非について国民投票が行われまして、最終的に妥当である結論が出たというところでございまして、直ちに、だからどうこうということではないんですけれども、ある意味、国民的な議論ですとか、様々な関係者の判断を経ながら現にブロッキングを行っている国の一つとして、参考までに御紹介をしたいと考えているところでございます。

事務局から以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。そういった経緯で対象国に加えていただいたということかと思えます。

この間、御発言希望もいただいていますので順番にお願いしたいと思えます。

まず、鎮目構成員、お願いいたします。

【鎮目構成員】 お時間いただきありがとうございます。方向性全体について特に異論とはありませんが、若干確認させていただきたいことがございます。先ほど御説明いただいたスライドの3ページ目、今後検討を深めるべき論点、「1. 必要性」という箇所です。

ご説明によれば、ブロッキングに先立ち、他のより制限的ではない有効な対策が尽くされたかどうかについて検証が必要であり、関係事業者による取り組みの内容、それをどのように検証すべきかということを適切に挙げていただきました。その上で、様々な対策を尽くしたとしても、「オンラインカジノの情報」が「著しく」減少しない場合にはブロッキングを排除しないとされています。

中間取りまとめ案ではオンラインカジノに「係る」情報と表現されていましたが、このオンラインカジノに「係る」「関する」情報が著しく減少するというのが具体的に何を意味しているのかということについて、改めて確認させていただきたいと存じます。オンラインカジノ自体がクローズしていかなければいけないという読み方もできなくはないですが、それは恐らく非現実的です。だとすると、オンラインカジノに「係る」「関する」情報の流通とは、オンラインカジノサイトへのアクセス数等を意味することになるのでしょうか。これが1点目です。

次に、情報の流通が「著しく」減少する・したというためには、何らかの統計的な方法でアクセス数等の減少を確認する必要があるということになりそうですが、著しく減少したといえるために、どの程度の減少ををを目指すということについてコンセンサスはあるのでしょうか。著しく減少しない限りブロッキングを排除しないというのであれば、ブロッキングの有効性の検証においても著しい減少を要求することになる気もします。しかし、そうすると、ブロッキングに関しては技術的回避策というものが存在しますから、それでもオンラインカジノに係る情報を著しく減少させることが本当に可能なのか、その辺りについて、かなり厳格な判断が必要になるのではないかという気もいたします。

以上、2点について事務局から御説明いただけると大変助かります。

【大内利用環境課長】 ありがとうございます。まず1点目は、オンラインカジノ情報

とされているもの、確かに記述は非常に簡略化をしていて様々な読み方があったかなと思いますけれども、おっしゃるようにオンラインカジノサイト自体は海外でライセンス等を
得て合法に提供されていて、日本を含む諸外国に対してインターネットを通じて配信され
ている現状でございますので、その大元のサイトそのものが何か閉鎖されるみたいなこと
というのは、なかなか、にわかには想定しがたいということを念頭に置かれた先生の御発
言だったかなと思います。

おっしゃるように対策、アクセス抑止の在り方についての検討の場でございますので、
例えばジオブロッキングをはじめとする日本からのアクセスができなくなるような状況と
いうものも、これも我々としてしっかり検証すべきものになるでしょうし、また、依存症
対策基本法の中でも、例えばオンラインカジノサイトに誘導する行為というものが違法化
されたわけでございますけれども、国内でのインターネットの流通の在り方を見たときに
例えば広告ですとか、もしくは検索の表示ですとか、様々な形でオンラインカジノに誘導
され得る情報の流れであったり、もしくは表示、コンテンツというものは存在しますので。

そういったものを可能であればできる限り我々が網羅的に挙げた上で、そういったもの
が例えば法律だとか関係者の取組のある意味、前後というような形で、こういった形でこ
れが減っていったのか、もしくは変わらないのかといったことについて、しっかり見てい
く必要があるのかなと考えておりますので、オンラインカジノの情報というのは、そのサ
イトそのものの情報だけではなくて、それに関する情報をできる限り広く捉えたいと我々
としては考えているところでございます。

したがって、その２点目の御質問にも関係するかなと思いますけれども、我々として
現時点で詳細な枠組み等についてお示しすることは難しいんですけれども、こういった
検討をする以上は、少なくとも関係者が法律の改正を踏まえて、どのような取組をして、
それがどのようにインターネット空間に影響をおよぼしたのかどうかということについて、
可能であれば定量的な御判断、御審議をいただけるような材料を提供できるように努めたい
と考えているところでございますので、それを踏まえて、それをどう評価するかと、そ
れが著しい減少なのかどうなのかといったことについては、今後まさに構成員の皆様
に御議論、御判断いただくべきことかなと考えているところでございます。

我々としては最大限、その検討に資するような材料の提出といいますか、構築を進めて
まいりたいと考えているところでございます。また追って詳細を御説明したいと思
います。

【鎮目構成員】 ありがとうございます。承知いたしました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、続きまして長田構成員、お願いいたします。

【長田構成員】 長田です。ありがとうございます。私も今後の進め方については賛成なんですけれども、一つ有効性のところで御意見申し上げたいと思います。

今回パブコメで頂いた御意見を拝見していると、ギャンブル依存症の苦しみと、そしてそれを救うためにはブロッキングが有効なんだという御意見がすごく寄せられているわけですが、有効性そのものにいろいろ、我々としては心配をしなければいけない状況がいっぱいあるのに、そのことがなかなか皆さんに伝わっていないなというのを強く感じましたので、有効性の検討をしていくに当たって、その議論した内容や事実をきちんと早い段階から国民に向けてもお知らせしていくことも大切だなと思いましたので、議論とともに何ていうか、議論の過程をどうやって説明をしていくかということについても事務局の工夫をぜひお願いしたいと思いました。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。おっしゃるとおりかと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。私は3ページですかね。先ほどの鎮目先生の御指摘があったところなんですけれども、ここで関係事業者によりアクセス抑止を含む取組が尽くされているかということなんですけれども、補充性の考え方、必要性の考え方、中間論点整理でいうところの考え方というのは事業者に限られたことではないですね。ですので他の主体、特に政府ですね。警察を中心とする。

先ほど申し上げましたように、ギャンブルをやった人について常習賭博罪で、あのよう
に裁判が開かれてテレビのニュースでやっていまして、これは非常に威嚇効果抜群だと思いますけれども、これはちょっとやめておこうということになると思いますけれども、参加した人、賭博をした人にだけ刑事司法の手続があるというのは、これは非常に不公平な感じがするわけでして。

胴元側ですね。先ほども申し上げましたように胴元側に対する警察のアプローチというのは、これはどうしても必要なことだと思いますので、この関係事業者というのは、これは事業じゃないほうがもちろんいいと思いますので、関係者ということと、あと、当局ですね。警察、それから決済事業者との関係で、すいません、決済、どこが所管しているの

か、正確に承知しておりませんけれども、そういった関係当局による取組と、ここは改めていただきたいと思います。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の点、いかがでしょうかね。

【大内利用環境課長】 ありがとうございます。すいません、私が舌足らずでございまして、2ページ目に戻っていただければと思うんですけれども。そこで12月にこれ、全部一気にやれるかというのは正直、私も自信がないんですが、まさに事業者の取組状況に加えまして、関係省庁における取組というものも検証するような機会を年内までをめぐりにしっかりと我々としてもやっていきたいと思っております、その意味では森先生、おっしゃっていること、まさにしかるべきだと考えております。

現時点で、どの省庁が来ますということをおすいません、私、申し上げることできないんですけれども、実際、意見交換ですとか、お声がけはしているところでございまして、違法オンラインカジノに関して連絡協議を行う関係省庁の会議体がございますので、その参加している省庁を中心に我々からお声がけをして、これまでの取組ですとか、その有効性、課題について御説明をいただけるような機会、しっかり設けたいと考えております。御理解いただければと。

【森構成員】 ありがとうございます。よく分かりました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、続きまして田中構成員、お願いいたします。

【田中構成員】 ありがとうございます。本当に今回の件、今後の進め方について総務省さん、これだけ御尽力いただいて、現地にも人を派遣してくださることに大変な感謝をいたしております。

その中でアクセス抑止、他の対策を全て尽くしたのかみたいところが、ずっと前回から私も同じことを申し上げますけれども、理論的には可能、でも実際には不可能ということもたくさんあるんだと思うんですね。警察庁さんも今までこれ、本当にオンラインカジノ問題に関してはすごくお力添えいただいてやってくださったと思いますけれども、じゃ、現実的にこれまでオンラインカジノがこんなに問題になってきたけれども、じゃ、違法行為を働いている胴元に関して何らかの処罰をできたのかって言ったら、今まで全くできていません。それどころか、有名ユーチューバーであるとか、さんざんテレビCMをした有名人であるとか、そういう人たちに対しても法の執行ということは及んでないという

こと。

なので、理屈ではあっても、なかなか現実には難しいということ、その辺を先ほど他の委員から国民に知らしめられていないような御意見がありました。私たちはその辺の現実的には難しいようなところをさんざん総務省も含め、各、何ていうの、官僚の皆様とか、警察庁の皆様とか、議員の皆さんと集まって会議などを開いて、こういう結論に至っていて、なのでブロッキングが必要ではないかと進んできたのだということを、委員の皆さんにも知っていただきたいなと思っております。

また、ギャンブル依存症の被害に遭った仲間たち、私の仲間たちがたくさん意見を入れたということで組織票とおっしゃられたのかもしれませんが、ギャンブル依存症対策、特にオンラインカジノに対して、ここまで大きな被害がおよんで、ここまで私たち、苦しんで対策がない中、そして現実的には法的にはできるかもしれないけど、実際には何もできないような状況があった中で、みんなここ、何ていうんですか、今までのこの思いを、その被害に遭った家族や当事者たちが、その思いをパブコメに入れたという、その思いに対して組織票と言われることは大変心外です。

一人一人が先生方、たくさんブロッキングの専門家の先生方、この会議に入られていますが、実際にギャンブル依存症の被害と戦っているメンバーは私1人です。せめてパブコメで意見を入れたいという思いに対して、そういった言われ方をされるのは、パブコメのもともとの本質というか、パブコメの意義に反しているのではないかなと思います。

以上です。

【曾我部座長】 大変重要な思い、御指摘ありがとうございます。そこはそうですね、しっかり受け止めないといけないのかなとは思いますが、森先生、何かございますか。

【森構成員】 ありがとうございます。私は組織票が悪いと言っているわけではなくて、それは組織票に込められた一つ一つの気持ちというのは当然あるわけでございます。その団体の中でその話を共有されて、そこからみんなで同じような意見を出すことは、それは全く悪いことではないです。

ですので私が申し上げたかったのは、先ほど来、胴元を検挙しなくていいという御趣旨のようではありますが、また、拝見すると罰則がないということですが、そんなことはありませんよと、そちらをぜひ、何ていうんでしょうか。それはそれで何でもやって、何とか状況を改めなければいけないわけですから、ですのでブロッキングやってくださいとい

う気持ちも分かりますけれども、他の手段も全然あるわけですから、何が障害になっていて絶対できないみたいな話になっているのか分からないんですけど、そこも、ぜひとも追求していただければいいと思いますということで申し上げました。私は、組織は全然悪いことだとは思いません。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、このやり取りをこのぐらいにさせていただきます。次に前村構成員、お願いいたします。

【前村構成員】 ありがとうございます。そうですね、まずは私、考えて申し上げたかったことが2つあるんですけれども、一つ、その中で田中さんから、被害者の側に立って戦っている方の思いといういうことを強くおっしゃっていただいたんですけれども、そこは本当に重く感じております。それで、そのためにも有効な対策をとっていくことが何にもまして必要であることは、私、そこは本当に田中さんと同じように思うんですね。それで、そうは言っても被害者に寄り添った仕事を私もやっているわけではないので、田中さんからいろいろとお話を伺うことは本当にありがたいことだなと思って、この委員、検討会やらしてやらしていただいております。

その上で、先ほどの長田さんのお話を聞きながら、そうだと思ひまして発言をしようと思ったというのがそもそもです。有効性のところで、ブロッキングが私もパブリックコメントの結果を拝見しながら気になっていたことというのは、「ブロッキングは有効なので」のような言い方が多いんですね。

それはパブリックコメントを寄せていただいた方々だけではなくて、何か我々が一般的に物を言おうとするときに、自分の信じるところに従って簡単に言うてしまうのはよくあることなんじゃないのかなと思うのですが、そういった意見が多いということであれば、多ければ多いほど、もしその観測が事実と異なることなれば、それを指摘するような内容が中間取りまとめなどパブリックコメントを受けた、それを踏まえた中間取りまとめとしては必要なんじゃないのかなと思ったということですね。ということが一つです。

もう一つが有効性の前のページ、必要性のところで2ポチ目のところで、これらの対策を尽くされたとしてもオンラインカジノの情報が著しく減少しない場合、ブロッキングを排除せず追加的な対応を講じることが適当と書いてあるんですけれども、これに関して私、こういう言われ方は今までドラフトのレベルで何回か触れてきたのではないのかと思いつつ、改めて思ったので申し上げたいんですけれども。

いろいろな対策をして、先ほどのお話ではオンラインカジノの情報が著しく減る、減らないというのはどういうことなのかという御指摘があったわけなんですけれども、これをもう少し一般的に、効果がなかった場合にはブロッキングもやらなければいけないんじゃないのかというような書き方で、私としてはブロッキングの効果というものが、そこまで他のものに対して大きいのかというところにちょっと懐疑的に思っております。

それも含めて、ないと言い切ってしまうことはしないんですけれども、懐疑的なので、その辺りはこの有効性のところでできっちり評価をしていくべきなのではないかと。従来、申し上げているように回避策がたくさんある、対策というのがブロッキングであって、回避策がたくさんあるものだとしても回避策をとるとか、ブロッキングするとかということではなくて、制度を実施するということによる効果があるのだという間接的な効果を御指摘なされているのではないかと思います。したがって、そういうふうなところをきちんと吟味する議論がぜひとも今後の議論で必要なのではないかと思った次第です。

以上です。ありがとうございました。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。そうですね、効果の問題というのは非常に重要な問題で多角的に考えなければいけないということですので、今の点は十分考慮していきたいと思っております。ありがとうございます。

では、続きまして黒坂構成員、お願いいたします。

【黒坂構成員】 黒坂です。私は全般に対する意見でございます。

まず、パブコメへの打ち返し及び今後の進め方について、いずれも異存ございません。御指摘いただいたとおりに進めていただければと思っています。

その上で幾つかコメントをさせていただきたいんですが、まず、中間論点整理において一部書換えが3か所発生するというのがございました。ここですね。ありがとうございます。ここが一番上、「スマートフォンの普及等により」というような書換えをしていくと。これは全く賛成でございまして、私も、恐らく皆様にとっては耳にたこができるような、毎度同じことを言っているのかということで恐縮なんですけれども、重要なことだと思っておりますので再三繰り返させていただきます。

本件オンラインカジノについては、スマートフォンの普及がまさしく大きな背景にあります。ノートパソコン、ラップトップパソコンを片手に持って街中をウロウロしながら、オンラインカジノをやっている人というのはいないわけです。ほぼいないと言っていいと思います、私は。なぜならば、スマートフォンだから手で持ち歩いて、四六時中24時間365

日、カジノ漬けになることができるわけですね。これが非常にユーザーインターフェースの観点で重要で、我々はこのUIの変化によって中毒性、依存性が高まっているであろうということ、これは蓋然性が極めて高いと考えられます。

であるならば問題はスマートフォン全体で起きているわけで、もはやインターネットというネットワークの観点でいうとインターネットはその一部に過ぎないということです。何を言っているかといいますと再三申し上げているとおり、キャリア間の国際ローミングによってインターネットの国際ネットワークを迂回することは十分に可能なわけです。すなわち日本国内にいながら、例えばマルタが発行したSIMを利用して、あたかもマルタの中のインターネットに直接日本からアクセスすることが可能になる。これが今のスマートフォンを使ったインターネットではなく、ネット接続の現実です。

このように考えますと、日本国内でIPアドレスブロッキング、IPアドレスは、IPというのはインターネットプロトコルの略ですからインターネット構成です。これを迂回する、ごめんなさい、ブロッキングすることが、あまり意味がない可能性がある。つまり、すなわち有効性において、十分に本当に有効なのかということを吟味する必要がある。これは技術的な観点からも明らかなわけです。

こういった論点がスマートフォンの台頭によって顕在化していく、既にしており、この後も恐らく、それに拍車がかかるだろうことに立脚をした有効性の検証が必要であろうと、このように考えておりますので、今後の検討において事業者へのヒアリング等もあるかと思いますが、こういった観点もぜひ視野に入れてヒアリングをいただければ、私も参加しますので、そういった観点で皆様に協力いただく方に意見を伺えればと思っております。

それに関連しまして、この有効性の評価というところなんですけれども、IPアドレスブロッキングが有効かどうかという問いの立て方は、私は、ものの検証の仕方として若干間違っていると思います。これはオンラインカジノの、とりわけ依存症対策において、どのような手段がどれくらい有効なのかということの評価することが重要だろうと思っています。すなわち、たった一つの技術を取り立ててイエスカノーかというようなことを聞くのではなく、様々な手段があって、それが、それぞれがどれくらい有効なのかというようなことを調べる、これを相対化して調べることを行った上で、ほかにも有効な手段があることを明らかにすること、これが重要ではないかと考えております。

これ、なぜ重要かという、他の手段のほうが明らかに導入しやすく、速いわけです。これ、依存症の方が苦しんでいるという今回のパブコメの答えに直接お応えする意味でも、

迅速に対応できることが重要であると。このように考えると、その迅速性はむしろ今できることをやるほうが重要であり、有効性が高いということは、これも蓋然性が非常に高いわけです。こういった観点で何が有効なのかということを吟味していく、これが今後の検討に必要だと考えております。

私から以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。貴重な御意見かと思えます。そういう意味では別な手段を実施するに向けた検討なり動きなりが、どこでどういうふうに進んでいくのかというところも重要なとは思っているので、何かブロッキングの議論だけ、どんどん先に進んでいくところが、そういったところの問題性も御指摘いただいたのかなとは思っています。ありがとうございます。

では、森構成員から今の御意見についてコメントおありということですので、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。黒坂さんの御指摘は非常に重要だと思っております。全くそのとおりだと思います。引いた目線で見ないといけませんし、ネットワーク側の問題なのかどうなのかということをもっとも考えていかないと、今の議論を見失うといえますか、ということになるかと思っておりますので、黒坂さんの御意見は非常に重要な確なものであるなと思いました。

私とその文脈で申し上げたいのは、パブコメに戻りますと155ページなんですけれども、こういう御意見もありまして、ありがとうございます。180番、長男がギャンブル依存症です。競馬、競艇、競輪のチケットがネットで気軽に購入できることで依存症を発症しました。だからネットでオンラインカジノに入ることができないブロッキングの採用が不可欠ですという御意見です。

これもお気持ち的には非常によく分かることなんですけれども、ネットワークの問題なのかどうかというところからでないと、ほぼ、何ていうんでしょうか、まともに議論ができなくなっているといえますか。もう依存症対策が重要なんだ、だからアクセスできないブロッキングだということに、シンプルに言うとまさにこの180番に表れているようになるわけですね。

ただ、これがブロッキングの問題でないことは明らかだと思いますけれども、それは、そんなユーザー側にはなかなか分かる話ではなくて、とにかくついついやってしまうんだから、スマホでアクセスできないようにしてくれという、そういう話、イコールブロッキ

ングという形に今はなっているので、そうじゃないということは、それはきっちり踏まえた上で検証していかないといけないと思いますし、黒坂さんの御意見はそういう文脈でも非常に重要なものであったかなと思います。

以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。

では、続きまして長瀬構成員、お願いいたします。

【長瀬構成員】 長瀬でございます。総務省の進行ですとか、そういったところに関しまして、そののところににつきまして私も異存がないような状態でございます。また、流れにつきましても、しっかり議論をさせていただこうかと思います。

そこを踏まえた上での議論になるんですけれども、むしろスタンスというところの話になるかもしれませんけれども、森構成員と同じようなスタンスではございます。ただ、特に私が懸念しておりますのが森構成員、御指摘いただいたパブコメの中にもございましたけれども、他のところに波及していくですとか、そういったところが非常に私としては懸念しているところではございます。そういった意味で、しっかりと有効性なり、許容性なりというのは吟味していく必要があるんだろうなというようなところを注目していこうかなと考えているところでございます。

ただ、ここから先はちょっと森構成員と違うところかなと思うところなんですけれども、いえ、ちゃんと立法事実がしっかりそろった上で多少なりとも有効性なり、認められるということであれば、私はブロッキングというような手段というのを排除するようなところはございません。ただ、先ほど来ありますとおり、他に波及するようなところの怖さというようなところが、児ポのときもそうですけれどもございましたので、そういった意味で深めるべき論点の一番最後になりますけれども、実体的な要件、手続的な要件というようなところを、ここをしっかりと深める、要件、かちっと作り上げていくような作業が必要になってくるのかなと考えているところでございます。

もちろん、ここから先、ヒアリングさせていただいて考え方が変わってくるような話が出てくるかもしれませんけれども、今のところはそういった妥当性のところの実体的な要件、手続的な要件といったところをしっかりと決めていくことが大事なのかなと思ってございます。

以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。実体的要件、手続的要件は詰めていく必要が

あるという御指摘で、ありがとうございます。

次に田中構成員、お願いいたします。

【田中構成員】 すいません、2度目になってしまって。今、森構成員からまともな議論ができないみたいな御発言がありましたけれども、私から見ると、海外から幾らブロッキングに効果があるというエビデンスが出ていることがあっても、それは海外の話だ、みたいなふうになってしまうので、そういった海外のエビデンスなどで効果があることが示された場合には、その旨、そのエビデンスについてもきちんと評価していただきたいなと思っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。それは、はい、もちろんその辺はしっかり客観的にやらないといけないかなとは思っております。

では次、野口様、ではお願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 プロバイダー協会の野口です。オブザーバーですが、大変、発言の機会いただきありがとうございます。

ブロッキングについて、被害者の御家族の方を含めて多くの意見を頂いたこと、これは非常に重いものだと思います。ただ、実は通信の秘密というものも国民にとっては非常に重い権利でありまして、あえて申し上げるならばブロッキングというのが自分の権利を差し出すものではなくて他人の権利を侵害する手法なので、実はいろいろな当事者の方からできないんですかと御要望をいただいたときも、そう簡単にできないわけですし、実際にできなかったことを皆さんにも1度踏まえておいていただきたいなと思います。

これまでいろいろ議論してきまして、もう他の手段がなくて、だからもう待てないんだ、ブロッキングをとという御意見も確かにあるのかもしれないんですけども、実は手続的にも実態としても、通信事業者の団体がオンカジのブロッキングについて積極的に関与するような場にあまり呼ばれてこなかったのも、通信の設備ですとか実務を預かっている我々にとりまして、ブロッキングの有効性があるんだという前提で話をされてしまうと事実ともう異なる気がしますし、手続的にもよくないのではないかと思います。

黒坂先生のおっしゃるとおり、他の手法ですね。他の手法というのは他人の権利を侵害しない手法なので、こういったものというのは利害関係の調整がないわけですから、どう考えても早くできると、今すぐできることが他にもあろうかなと私からも思っております。

ですので、今後もこのような場でブロッキングの影響ですとか、有効性といったことだ

けではなくて、ISPという点ではちょっと狭くなるかもしれないんですけど、広い意味での通信のセクターで取り得る手法というのが他にあるんじゃないか。こういったことも含めて、きちんと適切な議論のために説明や協力をしてまいりたいと思います。

さらに付け加えになるんですが、通信の秘密というものが何を守っているのか、何のために我々が通信の秘密を守っていく必要があるのか、こういったことについても啓発と言いますか、国民の皆さんの御理解をいただいていくことが、官民どちらもなんだと思うんですけど今後も必要なのではないかなと感じました。

オブザーバーですが、大変ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。それこそ、この間、JAIPAさんの御意見も頂いたところではありますが、引き続きヒアリングが予定されているというところですので、そういった中で様々なステークホルダーの御意見を頂きたいと思っております。

その他、いかがでございましょうか。大体よろしゅうございますか。

では、ひとまず、これぐらいにしまして次の議題に参りたいと思います。次が違法情報ガイドラインの改定について、それからIHCガイドラインの改定等についてということでございまして、それぞれ御説明いただいた後、まとめて質疑の時間を設けたいと思います。

では、まず、違法情報ガイドラインの改定についてというところで、総務省情報流通行政局情報流通振興課から御説明をいただきます。よろしくお願いします。

【総務省】 総務省の情報流通振興課情報流通適正化推進室でございます。私どもから、お手元の資料に基づいて、違法情報ガイドラインの改定について御説明させていただきます。

まず、1 ページ目、背景の部分で書かせていただいておりますけれども、既にご存じの方も多いと思いますが、警察庁が本年3月に公表した実態調査におきまして、オンラインカジノを巡る深刻な状況が明らかになっておりまして、本年6月18日にギャンブル等依存症対策基本法が議員立法で改正されております。同法の施行は9月25日が予定されております。

改正のポイントは、大きく分けて2点あり、1点目が国内の不特定の者に対してオンラインカジノサイトやアプリの開設・運営行為、及びリーチサイトやSNS等でのオンラインカジノに誘導する情報の発信行為を禁止することで、2点目がオンラインカジノでギャンブルを行うことが禁止されている旨の周知徹底を図ることとでございます。

総務省では、特に前者の改正ポイントにおける、SNS等でのオンラインカジノに誘導する

情報の発信行為に関する部分について、特に役割を期待されております。3の見込まれる効果のところにお示ししているとおり、政府全体の中での取組の一環として、オンラインカジノに誘導する情報について、事業者による削除等の適切な対応の促進に取り組むこととされているところでございます。

これを受け、総務省では、事業者、特にプラットフォーム事業者と呼ばれる事業者の適切な対応を促進していくために、違法情報ガイドラインを改定する予定となっております。当該ガイドラインの改定の具体的な文言については、資料の2ページ目、3ページ目に記載しておりまして、後ほど簡単に御紹介できればと思っています。

こちらの文言は、この後、お話があるかと思いますが、警察庁と連携をしております、警察庁で削除依頼等の対応を実施しております、インターネット・ホットラインセンターのガイドラインに追記予定の文言とも同様の文言で追記する形での調整を行っております。

具体的な文言は、2ページ目以降に記載がございます。まず、違法情報ガイドラインでは、各法令等で違法とされている情報等の例について、総務省の知る限りのものを反映しております。本ガイドラインの中に、今般新たに、2-1-8として、ギャンブル等依存症対策基本法の趣旨を踏まえた文言を挿入する予定です。

具体的な文言は本資料に記載のとおりですが、次の①及び②を満たす場合には、インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報発信に該当し得るとしております。

まず①として、当該情報がまず法律で禁止の対象となっている違法オンラインギャンブル等に誘導する情報であると認められる場合をあげております。具体的な例として4点挙げておりますけれども、1点目が、違法オンラインギャンブル等ウェブサイトのURL等、又は違法オンラインギャンブル等プログラムをダウンロードできるURL等が記載されている場合。2点目が、実在する違法オンラインギャンブル等ウェブサイト、又は違法オンラインギャンブル等プログラムの名称と、利用を促す又は利用が可能であることを示す表現が一体となって記載されている場合ということで、具体的な表現についても例を挙げて記載を予定しています。

3点目が、違法オンラインギャンブル等の無料版ウェブサイトで違法オンラインギャンブル等ウェブサイトのURL等が掲載されるなど、違法オンラインギャンブル等ウェブサイトへの誘導がある場合です。

4点目が、上記3項目の記載等がなされているウェブサイト等のURL等が掲載されるな

ど当該ウェブサイト等への誘導がある場合になります。

加えて、次のページにあるとおり、②のもう一つの要件として、情報が国内にある不特定の者に対して誘導する情報を発信していると認められる場合をあげており、その具体的な内容として、不特定多数の者が当該ウェブサイトを開覧できる状態となっている場合であって、かつ日本語で記載されている場合、日本語は用いられてなくても国内にある不特定の者が理解可能な対応で記載されている場合等、日本国内にある者を対象と判断できる場合、という点を記載しております。

本ガイドラインには非常に具体的な内容を記載しておりますが、プラットフォーム事業者が参照するものとして、どのような情報がギャンブル等依存症対策基本法上で違法と位置づけられ得るかについて、比較的解像度が高い形で記載しております。

本ガイドラインに反映した内容については、同様に、電気通信事業関連の事業者団体、すなわち、電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会、日本ケーブルテレビ連盟が策定しております、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」にも反映いただく形で調整は行っております。このように様々なガイドラインの改定等を通じて周知を図っていく予定です。

本ガイドラインは、ご紹介した文言で改正法の施行日に合わせた9月25日の公表を予定しております。本ガイドラインの改定・公表に併せて、特にプラットフォーム事業者に対する適切な対応を求める要請も実施することを考えております。引き続き関係省庁とも連携しつつ、オンラインカジノ対策に取り組んでいく予定です。

以上、情報流通振興課からの御説明になりました。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。こちら、質疑はまた後ほどということで、まずは続けまして警察庁生活安全局保安課様よりIHCガイドラインの改定等について御説明をいただきます。よろしくお願いします。

【警察庁】 警察庁から説明させていただきます。

警察庁ではインターネット利用者等から違法情報、重要犯罪密接関連情報及び自殺誘引等情報に関しまして、通報を受理して警察への通報、サイト管理者等への削除依頼を行いますインターネット・ホットラインセンターを運用しております。

このうち違法情報につきましては、これまで児童ポルノ公然陳列、規制薬物の広告、犯罪実行者の募集等、16類型を違法情報と整理させていただいております。このたび、このインターネット・ホットラインセンター、IHCと略称させていただきますが、IHCの運用指

針でございます。ホットライン運用ガイドラインを改定しまして、このたびの改正法にのって違法オンラインギャンブル等関連情報を新たに違法情報として、取扱い範囲に追加する改定作業を進めさせていただきました。資料を御覧いただきますと、類型17、類型18ということで類型を2つ追加させていただいております。これは、これまでの違法情報の16類型に加える形で17、18と付しております。

違法情報の類型のこの17でございますが、今回の改正法によりまして2つの改正点があると先ほど総務省様からも御説明がございました。そのうち違法情報類型17につきましては、オンラインカジノサイトを開設・運営をする行為、アプリを開設・運営する行為、こういったものを違法情報として整理しております。

類型の18につきましては、先ほど総務省様からもオンラインカジノサイトに誘導するための広告や書き込みの違法化ということで類型の説明ございましたが、それと同じ内容のものを類型18に整理させていただいているところでございます。

まず、類型17でございますが、こちら、^{るる}要件を書いておりますが、国内にある不特定の者に対しまして違法オンラインギャンブル等ウェブサイト、または違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為ということで、このオンラインギャンブル等プログラムにつきましてはアプリを指すものと御理解いただければと思います。要件をアとイとしまして、アとイの両方を満たす場合と規定をしております。

まず、アでございますが、違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するウェブサイト、アプリに該当すると認められる場合としまして、一つの要件としましてプレイすることができること、その旨が記載されていること、また、プレイに当たって出入金が必要または可能であること、もしくは、その旨や手段が規制されていることを具体的に書き下しております。

要件のイでございますが、国内にある不特定の者に対して提示をしていると認められる場合としまして、まず、不特定の者が当該ウェブサイト及びプログラムを閲覧できる状態となっている場合、それと加えまして日本国内にある不特定の者を対象としていると判断できる場合、日本円が表記されているとか、決済手段が日本からの出入金が可能なものが記載されているという例示を具体化して、記載をして定めているものでございます。

類型18につきましては、先ほど御紹介したとおり総務省様と同内容になっておりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

今後のスケジュールでございますが、改正法の施行に合わせまして9月25日にこの改定

ガイドラインを運用開始する準備を進めているところでございます。ですので、9月25日以降では、こうした違法情報を発見した際にはインターネット・ホットラインセンターへのサイトにアクセスをしていただいて、通報していただくことをお願いしたいという趣旨も込めまして、本日資料としてお配りさせていただいているチラシも併せて作成しているところでございます。

次のページをお願いいたします。こちらのチラシでは端的に今のガイドラインの内容としまして関連情報としてサイトの開設・運営、アプリのアプリストアへの掲載、それからオンラインカジノへ誘導する情報の発信ということと呼びかけているところでございます。例えば紹介サイト、SNSでの投稿、紹介動画、こういったものを誘導する情報の発信という形で例示としております。

また今、事務局が映していただいているものにつきましては、今回の改正法を周知する内容としましてポスター、チラシを作っているところでございます。SNSでの広告、紹介動画の投稿、紹介サイト、SNSからの誘導、以下の行為も違法ですということで、オンラインカジノのサイトの開設・運営やアプリストアへの掲載、こういったものの違法性の周知ということで取り組んでいるところでございます。

先ほど総務省様の説明でも、今回の改正法の2本目の柱としまして、国及び地方公共団体がオンラインカジノを利用したギャンブルの違法性周知のための措置を講じることを明確化したというような規定が入っております。春のこちらの会合でも警察庁が取り組んでいる違法性の周知の取組を御紹介させていただいたところですが、こちらの改正法の成立の前後から本日までの施行前の準備としまして、警察庁では民間企業や団体の協力を得た広報キャンペーンを実施してまいりました。

例えばアイドルグループのコンサート会場の開演アナウンスの際に注意啓発のアナウンスを流していただいたり、プロ野球の球場で警察庁の動画を流していただいたり、映画館の劇場ロビーで警察庁の広報動画を流していただいたり、そういった取組を民間事業者の協力を得てやっていただきました。また、フードデリバリー協会の協力を得まして、宅配フードに違法性周知のチラシも同封していただいたり、そういった取組もさせていただいたところでございます。

また、社会全体にオンラインカジノの利用が違法であり、広めたり誘ったりしてはいけないことを、認識を広めることを今後とも違法性の周知活動として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

後ほど、こういった観点からこの施行に合わせまして、今まで警察庁の広報動画、アニメの動画を作成しておったんですけれども、政府広報さんともタイアップさせていただきまして、若者世代に訴求するような動画を撮影させていただいたり、実写版の動画も作成させていただいたりしたところでございます。そちらを御覧いただければと思いますので事務局様、どうぞよろしくお願いいたします。

(掲載資料7-7 動画再生)

【警察庁】 今後におきましても、この改正法の内容が国民の皆様に広く浸透するように周知活動を強化させていただくとともに、先ほども取締りの話がございましたが、オンラインカジノの運営に関与する者の厳正な取り締まり、それから海外のオンラインカジノ運営事業者にライセンスを付与している外国政府等に対しまして、外務省と連携した働きかけなど、多角的な取組により、一層こういったオンラインカジノが違法である旨の周知活動に取り組んでまいりたいと考えております。

警察庁からの説明は以上でございます。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。大変インパクトのある動画かと思いました。

そうしましたら今の2件の御説明につきまして、御質問、御意見がおありの方は挙手機能、またはチャットで御発言希望をお知らせくださいましたらと存じます。

では、まず黒坂構成員からお願いいたします。

【黒坂構成員】 黒坂です。警察庁の皆様からの御説明に意見をさせていただきます。

まず、活発な取組をいただいて本当にありがとうございます。この問題は先ほど様々な構成員、曾我部座長も含めてだと思っておりますが、御指摘があったとおり、各省庁、関係省庁が連携をして問題に当たらなければいけないと思っています。しかも、それであったとしても賭場を開いている人たちが海外にいるという、この執行の難しさがあります。ですので、なおのこと日本国内においては連携を強化することが必要だと思っています。

その上で既に総務省においては、電気通信分野における消費者保護の観点から、例えば国民生活センターと連携をして消費者行政に当たっています。すなわち様々な消費者保護、消費者に関する課題が発生している状況をつぶさに共有をして、情報、状況を認識、調査するような取組を行っているわけです。今回のIHCの取組におかれましても、ぜひ総務省の皆様と実体を把握するための情報共有、これを活発に行っていただければと強く願うところでございます。

一方で、これも釈迦に説法ではありますが、この連携が直ちに共同執行を意味するものではないことも付させていただければと思います。これは執行となると、かなり難易度が高い法律的な課題、壁も超えていかなければいけないものもありますし、複数機関による執行というのは、そもそも、それぞれの組織の文化の違いみたいなこともございますので容易ではない。これを最初から目指して、ここをゴールにしてどうするかということを考えているうちに、情報の連携であるとか実態把握の連携が滞ってしまう。これは元の木阿弥といいますか、本末転倒に近いことでもあります。

恐らく何が起きているのかということを、実態を政府一丸となってまず把握していただく、ここが非常に重要だと思いますので、被害者であるとか一般生活者、一般国民からあった問合せの状況について何らかの形で定期的に共有いただくような形の連携から、まず始めていただき、何が起きているのかということを正確に理解するところを、ぜひ進めていただければと考える次第です。

以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。もし警察庁様で何かリプライがおありでしたら、いただけますでしょうか。何かございますか。

【警察庁】 実は関係省庁の枠組みが内閣官房を筆頭にございまして、そちらの中でも関係省庁がそれぞれの所管している業務の中で把握していることを共有したりする場がございまして、こういった場も活用しながら、警察庁の把握している情報というのを共有させていただければと考えているところでございます。

また、総務省様とも今回のガイドラインの改定では非常によく連携して調整をさせていただきましたので、引き続き、そういった面でも連携を続けさせていただきたいと思います。

以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。

オブザーバーの野口さんから御発言をいただいておりますが、まずは構成員の皆様方から他に御発言希望ありますようでしたら、先にすいません、野口さん、申し訳ありませんけど先にいただければと思いますが、ひとまず、よろしいですかね。

そうしましたら、では野口様、お願いします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 度々すみません、プロバイダー協会の野口です。プロバイダー協会からは違法情報ガイドラインの協議会を私が出ていまして、ホッ

トラインのガイドラインは一緒にやっている副部会長が出ております。私たちだけじゃなくて4団体が一緒にやっております。どの団体も同じなんですけれども、今般のガイドラインの改定については団体内の周知をしっかりと図っていきまして、日程などが許せば説明会などを行うなどで円滑な運用をできるように努めてまいります。

ガイドラインの改定は各団体の役員職員に加えて、それぞれの事業会社の会員の会社の意見集約ですとか、役所や第三者委員の皆さんにも協力をいただくなど多くの人の努力で作っております。今後もしっかりとやってまいりますので、皆様にも引き続き御理解をお願いします。よろしくお願いします。

【曾我部座長】 ありがとうございます。大変御尽力いただいているということで、心強く思っております。よろしくお願いします。

その他、今の御説明につきまして御質問、御意見よろしいでしょうか。

では、長瀬構成員、お願いします。

【長瀬構成員】 すいません、長瀬でございます。警察庁の御担当の方に御質問させていただければなんですけれども、周知啓発というところが非常に重要なと思います。これは本当に引き続きやっていただければというところでございますけれども、すいません、警察の方が一番効果的に動けるってなりましたら、しっかり検挙していただくことが私は一番効果的な宣伝にもなるし、周知啓発というところの意味で大事なのかなと思ってはおります。

そういった意味でIHCのガイドラインの改定ですとか、そういったところも重要なかなと思うんですけれども、そういった実際の検挙というようなところにつきまして、警察庁さんでどういった感じで取組といたしますか、今後どうしていこうっていたしますか、そういったところをされているのか。可能な限りで結構ですので、教えていただければなと思います。

【警察庁】 警察庁からは検挙活動について説明させていただきます。検挙活動につきましては、実はオンラインカジノの運営に関与するものとしまして、アフィリエイターや決済代行業者の取締りを大変強化させていただきます。実は決済代行業者につきましては匿名・流動型犯罪グループの関与もうかがわれるところでございまして、こういったものへの取締りの強化を図っているところでございます。

またアフィリエイターにつきましても、先月8月には岐阜県警で紹介サイトの運営者を摘発したところでございまして、全国警察一丸となって、こういったものへの厳正な取締

りを推進しているところでございます。

以上です。

【曾我部座長】 長瀬さん、よろしいでしょうか。

【長瀬構成員】 ありがとうございます。児ボもそうですけれども、そういった取締りというのは本当に警察でしかできないようなところもございますので、しっかりやっていただきたいというのが本当に強い思いとしてございますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、次に田中構成員、お願いします。

【田中構成員】 ありがとうございます。すいません、いつも本当にありがとうございますということとあと、もう御存じかと思えますけどKickのような配信サイトが新しくできて、海外のオンラインカジノが、何というんですか、胴元というか、お金を出して、物すごい配信者に95%も手数料を払うということで結構話題になったりしていて、それなんかで日本の配信者がばんばん、有名なコレコレなんかも入ってきていますけれども、これってもう全然オンラインカジノ、普通に見られるみたいなような状況になっているんですけども、こういったプラットフォームが今後できてきたときに、警察庁さんってどう対応されるのかなということと。

あともう一つは、オンラインカジノ、違法ということの啓発も必要だとは思いますが、けれども、それだと依存症の人たちがもう本当びびって相談にこれないとなってしまうので、その辺の御配慮もお願いできたらなと思っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。大変重要な御指摘かなと思いますが、今のところで警察庁さんから何かございますか。

【警察庁】 依存症の問題に取り組んでいらっしゃる構成員の御意見ということで、私どもとしましても重要と受け止めております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。私からも大変重要な御指摘かなと思いましたので、ぜひ御留意をいただければと思っております。

ということで、この件に関する質疑は以上とさせていただきます。本日も活発な御議論、

貴重な御意見を多数頂きまして誠にありがとうございます。

最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【鈴木利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。

本日確定していただきました中間論点整理につきましては、事務局において公表等の手続を行ってまいります。

次回第8回会合ですが、10月20日月曜日の午前10時からを予定しております。技術的課題等に関する検討を予定しております。詳細については、追ってお知らせさせていただきます。

事務局からは以上となります。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。そうしましたら、以上をもちましてオンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会の第7回会合を終了とさせていただきます。

本日は皆様、お忙しい中、御出席いただきましてどうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。では本日、これにて終了いたします。ありがとうございました。

以上